

追加項目の主旨及び記載にかかる考え方について

※日本社会福祉士会からの説明、回答

① 活動報告・参考様式 2 個別報告 1-1:「家裁基本事件番号」の追加について

家庭裁判所から社会福祉士会に照会があった場合や、社会福祉士会から情報を報告する必要がある場合等に備え、ケースを確実に特定するため。(ケース番号だけでは照合ができないため)

また、基本計画の検討のなかでも、後見人等の状況の把握、不正の防止等家庭裁判所と専門職団体による、これまで以上の連携が求められており事案によって共有する必要性があるため。

② 活動報告・参考様式 2 個別報告 1-3:「災害時の安否確認」の追加について

正会員からご意見をいただき、近年多発している災害時における被後見人の、安否確認・支援体制について、定期報告の機会に意識付けを行い、予め備えておくため。

③ 活動報告・参考様式 2 個別報告 1-3:「災害時の安否確認」>「後見人等が支援できないときの援助者の確保」の記載にかかる考え方について

(1)「後見人等が支援できないとき」とは、“後見人等が被災したために後見業務が遂行できない”という解釈でよいか。

→そのようなご理解で差し支えありません。

(2)入所中など周囲に支援者がおり、一定期間の生活が安定していると予想される場合は「有」として解釈して良いのか。

→そのようなご理解で差し支えありません。

(3)この質問項目の“支援”の範囲はどの程度か。

→当該項目では、災害時の安否確認を含む緊急対応を想定しています。